

# 都道府県・政令指定都市 文化行政主管部課長会議資料

令和元年1月15日 文化庁文化財第二課

# 文化財第二課の所掌事務について

- ○建造物である有形文化財の調査・指定等に関すること
- ○記念物,文化的景観,伝統的建造物群保存地区の調査・ 指定等に関すること

## 文化財第二課の予算案について

## 1. 文化財の保護対策の検討等

◆地域の文化財を担う専門的職員育成事業

地方公共団体の専門職員の多数を占めている埋蔵文化財専門職員等に対する研修を実施。

## 2. 史跡等の保存整備・活用等

◆史跡等の買上げ

地方公共団体が史跡等を公有化する場合に経費の一部を補助。

(補助率:80%)

### 地域の文化財を担う専門的職員育成事業

6.8百万円

(前年度予算額

6.7百万円)



<事業内容> 「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議」にお いて、配慮すべき事項として「専門人材の育成及び配置について、国及び地方公共団体がより積極的な取組を行うこと。」が挙 げられたことを受け、令和元年度より新たな研修制度を立ち上げ、地域の文化財の価値を発見し、それを地域振興に活かすこと ができる人材を養成するため「**文化財マネジメント職員養成研修**」を実施する。

#### 文化財専門職員の資質向上に関する研修の実施(文化庁事業)

目標:地域の文化財に関する高度な知識を活かし、文化財の総合的な把握と活用をマネジメントできる専門職員の育成



1. 文化財を総体として把握する 2. まちづくりや地域振興に活かす



様々な文化財を総合的に把握するための知識・能力

価値を次代に継承するために必要な措置を執るための知識

文化財保護に関する考え方や各地の取組に関する知識

文化財の価値に応じた創造的な活用をマネジメントする能力

令和2年2月開催、京都会場 116名(申し込み人数)

· 令和 2 年度予定

令和2年8月末~9月初 東日本 令和3年2月 西日本

地域の特色ある文化財の価値や魅力を発見し、それを施策に反映する能力をもった人材を育成する。 文化財の保存と活用を適切に行うことを通じて地域アイデンティティの構築、地域の活性化・観光振興を実現する。

#### 史跡等の保存整備・活用等

令和2年度予算額(案) 21,580百万円 (前年度予算額

21,573百万円)



歴史上、学術上価値の高い史跡等について、保存と活用を図るための事業を行う所有者、管理団体等に対する補助を充実する とともに、地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対する補助を実施し、保存整備や活用等を推進する。

101百万円)

<u>◆天然記念物緊急調査</u> <u> 27百万円(</u> 27百万円) 事業内容:天然記念物の生態・分布調査

補助対象: 地方公共団体

補助率:50% ◆史跡等保存活用計画策定 <u>100百万円(</u>

事業内容:史跡等の管理基準の策定

補助対象: 地方公共団体 補助率:50%

◆天然記念物再生事業 <u>100百万円(</u> 101百万円)

事業内容:天然記念物である動植物の生育・育成環境の維持・復元等 補助率:50%

補助対象:所有者、地方公共団体 ◆天然記念物食害対策 200百万円( <u>213百万円)</u> 事業内容:天然記念物である動物に起因する農林産物等の食害対策等 補助対象:地方公共団体 補助率:3分の2

272百万円( ◆文化的景観保護推進事業 事業内容:重要文化的景観内の建造物等の修理・修景、防災施設設置等

補助対象:地方公共団体 ◆発掘調査等

補助率: 50% 3,002百万円(3,047百万円) 事業内容:開発等により破壊される恐れのある遺構等の発掘調査、記録作成等

補助対象:地方公共団体 補助率:50%

◆歴史活き活き!史跡等総合活用整備事業 6,106百万円(6,605百万円)

事業内容:史跡等の魅力を広く発信し理解してもらうため必要となる保存修理、防災対策等 補助対象:所有者、管理団体、地方公共団体 補助率:50% 15百万円)

◆名勝調査 15百万円( 事業内容:測量図、実測図等の作成、史資料の所在調査・整理・分析等

補助率:50% 補助対象:地方公共団体

550百万円( 565百万円) ◆地域の特色ある埋蔵文化財活用事業

事業内容:埋蔵文化財の公開活用等を行うために必要な設備整備、普及・啓発等

補助対象: 地方公共団体等 補助率:50% 900百万円( ◆防災施設整備

事業内容:必要な防火対策、耐震対策に係る施設整備等

補助対象:所有者、管理団体、地方公共団体 補助率:最大85%

10,308百万円(10,634百万円) ◆史跡等の買上げ

事業内容:地方公共団体が史跡等を公有化する事業に対して補助を行う 補助対象:地方公共団体 補助率:80%



高山植物の生育環境整備状況 (ハイマツの一部除伐) (ハイマツの一部除伐) 特別天然記念物「アポイ岳高山植物群 記した。 落」 (北海道・様似町)



郭馬出西虎口門の復元整備状況 史跡「**箕輪城跡**」 (群馬県高崎市)



農作物への食害状況 天然記念物 「カモシカ」 (地域定めず)



発掘調査の状況 特別史跡 「加曾利貝塚」 (千葉県千葉市)

### 棚田地域振興法について

- 第198回通常国会において、議員立法として「棚田地域振興法」が成立(令和元年8月 16日施行)。
- 棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、 基本方針の策定その他の棚田地域の振興に必要な事項を定めることにより、貴重な国民的 財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図り、もって 棚田地域の持続的発展及び国民生活の安定向上に寄与することが目的。
- 主務官庁は農水省、総務省、文科省、国交省、環境省。
- ○関連府省庁は毎年度、指定棚田地域の振興に資する事業について取りまとめ・公表。
- ○地方公共団体に期待される役割
  - ■都道府県
    - ① 指定棚田地域の指定申請
    - 都道府県棚田地域振興計画の策定 (2)
  - ■市町村
    - ① 棚田等の保全や棚田を核とした地域振興に取り組む地域における協議会の設置
    - ② 指定棚田地域振興活動計画の作成の働きかけ、申請

棚田振興法に基づく取組にあたっては、農政担当部局や地方創生担当部局が中心となり、関係部署が 連携して取り組むことが期待されています。各地方公共団体の文化財担当部局においては、棚田の持つ 文化的価値の保存活用の観点から、御協力いただけますようお願いいたします。

☆ 棚田地域振興法に関する情報はこちらをご覧ください。 (内閣府地方創生推進事務局HP) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/tanada/index.html